

第 1 回

美幌町都市計画審議会議案

日 時：令和2年8月3日（月）午後2時00分～

場 所：美幌町民会館 会議室 7・8

《審議会次第》

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 案

第1号 会長の互選について

(会長挨拶)

第2号 職務代理者の指名について

4 会議録署名委員の指名

5 報告事項

第1号 「美幌町の都市計画」について

6 そ の 他

開発行為の状況について

7 閉 会

《 議 案 》

第1号 会長の互選について

第2号 職務代理者の指名について

《 報告事項 》

第1号 「美幌町の都市計画」について

《 その他 》

開発行為の状況について

美幌町都市計画審議会委員名簿

任期：自 令和 2年 8月 3日

至 令和 4年 8月 2日

| 区 分 | 氏 名 | | 備 考 |
|-------------------|-------|---------|-----|
| 学識経験者 (商工) | 味噌一郎 | 会議所推薦 | |
| 学識経験者 (自治会) | 藤井幸夫 | 自治会推薦 | |
| 学識経験者 (農業) | 千葉正美 | 農業委員会推薦 | |
| 学識経験者 (運輸) | 中川寿一 | 運輸学識経験者 | |
| 学識経験者 (建設) | 宮田博行 | 建設業協会推薦 | |
| 学識経験者 (観光) | 新堀瞭子 | 觀光学識経験者 | |
| 町議会議員 (総務文教厚生) | 岡本美代子 | 議会推薦 | |
| 町議会議員 (経済建設) | 松浦和浩 | 議会推薦 | |
| 町議会議員 (経済建設) | 稻垣淳一 | 議会推薦 | |
| 町議会議員 (経済建設) | 高橋秀明 | 議会推薦 | |
| 住民代表 (一般公募) | 渡辺齊 | | |
| 行政機関 (消防) | 安孫子泰 | 消防推薦 | |

○美幌町附属機関に関する条例【抜粋】

(平成25年3月19日美幌町条例第6号)

(設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者の中から、それぞれ執行機関が委嘱する。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

(美幌町総合計画審議会の参与)

第5条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、法律又は条例に特別の定めがあるものを除き、再任されることがある。

3 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第7条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副 委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第8条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に關係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(部会)

第9条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)、美幌町個人情報保護条例(平成17年美幌町条例第29号)又は美幌町特定個人情報保護条例(平成27年美幌町条例第30号)の規定に基づく処分に係る審査請求を審査するため必要があると認めるときは、当該各条例に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)に対し、関係する公文書、保有個人情報又は保有特定個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出されたものの公開を請求することができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第1項の審査請求を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報若しくは保有特定個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるものほか、審査会は、第1項の審査請求に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下この条において「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めるとき、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 審査請求人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 審査請求人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

7 審査請求人等は、第4項及び第5号の規定により審査会に提出された資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合においては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第78条の規定を準用する。

8 審査会の委員は、自己又はその親族からの審査請求の議事に加わることはできない。

(補則)

第14条 この条例に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第15条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係) 2 条例の規定内容

| 設置 | 附属機関名 (設置根拠法令 及び関係条例) | 所掌事項 | 定数 | 構成 | 任期 | 組織及び選任方法 | 主管部局 |
|----|--|---|-------|---|----|---|-------|
| 町長 | 美幌町都市計画審議会 (都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項) | ・都市計画に関する調査審議 ・都市計画についての意見に関する調査審議 ・その他都市計画上必要な事項に関する調査審議 | 14人以内 | ・学識経験者 6人以内 ・町議会議員 4人以内 ・関係行政機関の職員 若干人 ・住民代表 若干人 | 2年 | 会長 委員 ※学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。 | 建設水道部 |